

## 第5章 計画の推進体制と進行管理

### 1 計画の進捗状況の把握と評価

本計画を計画的かつ総合的に推進するため、計画に掲げる施策の進捗状況について検証と評価を行い、さらなる推進につなげていく必要があるため、計画推進にあたっては、毎年度評価指標を集約し、進捗状況を管理しながら把握していきます。

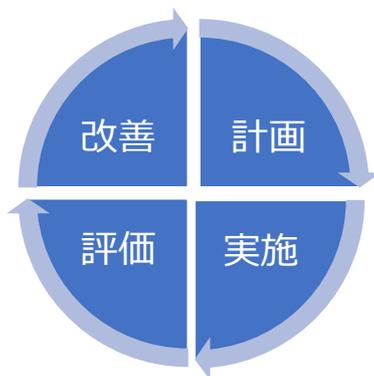


図 33 計画の進捗状況の把握と評価

### 2 計画の推進体制及び進行管理

#### (1) 市の相談体制

空き家の適切な管理や利活用及び周辺環境への影響等への対応を効果的に進めていくため、引き続き、市民生活課が総合窓口となり、相談内容に応じて関係部署及び機関との連携により対応します。

担当窓口	苫小牧市役所 市民生活課 地域担当(庁舎4階)
住所	〒053-8722 北海道苫小牧市旭町4丁目5番6号
電話	0144-32-6303
FAX番号	0144-32-4322
メールアドレス	siminseikatu@city.tomakomai.hokkaido.jp

#### (2) 庁内推進体制

組織間での空き家に関する情報の提供や共有を図ることを目的として、庁内の関係部局により構成する「空き家対策連絡会議」において、空き家がもたらす諸問題の解決に向け、防災、衛生、景観等多岐にわたる政策課題に横断的に対応します。

総合政策部	政策推進課、まちづくり推進課	都市建設部	建築指導課、維持課
財政部	資産税課	上下水道部	水道窓口課
環境衛生部	環境生活課、ゼロごみ推進課	消防本部	予防室
福祉部	総合福祉課	市民生活部	市民生活課

その他、必要に応じ、適宜追加

### (3) 空家等対策委員会

空き家対策は、地域住民の声や専門的な見地から対応する必要があることから、地域住民・学識経験者・各分野の専門家等で構成される「苫小牧市空家等対策委員会」を継続します。

また、本計画に掲げる各施策の検証結果と進捗については、対策委員会に報告するとともに、意見を踏まえて、次年度以降の施策見直しなど、内容の充実を図ります。

### (4) 関係団体・機関との連携

空き家所有者等への意識啓発や空き家の適切な管理、利活用、除却後の跡地利用など、多岐に渡る空き家対策を総合的に推進するため、関係団体・NPO法人等との連携を継続し、複合的な問題を一つでも多く解決できるよう取り組みます。

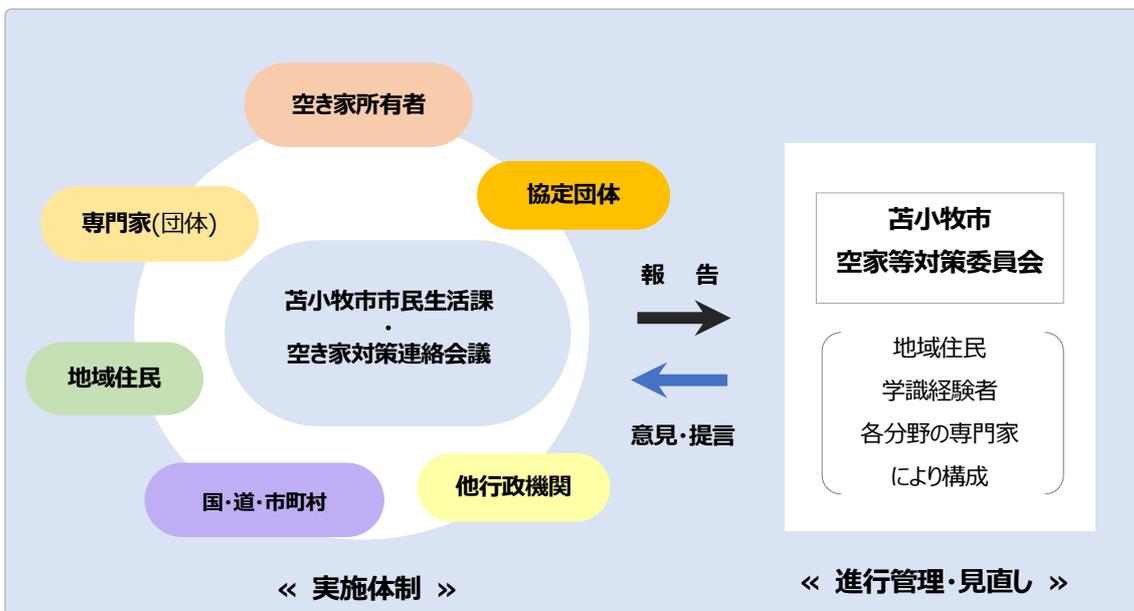


図 34 計画の推進体制